

業務仕様書

業務名

こどもたちの夢が広がる！お仕事体験タウン西予市！愛着と誇り醸成プロジェクト(体験事業) ※自治体クラウドファンディング、えひめ人口減少対策総合交付金活用事業

1. 目的

西予市の基幹産業である農業・水産業・畜産業を、子どもたちが肌で感じる場を提供し、「働くことの尊さ」や「地域の魅力」を伝えることで、将来の担い手育成や定住意欲の向上を図る。

2. 体験対象者

西予市に住所を有する児童生徒のうち、次の者を対象とする。

- ・中学校 1 年生から 3 年生までの全学年生徒(※必須)
- ・小学校 5 年生及び 6 年生の高学年児童(※対象とするかの可否は、体験内容や難易度に応じて事業者の判断とする。)

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和 9 年 1 月 31 日まで

※体験は上記のうち土日祝日、夏休み・冬休み期間等、学校が休校の日に実施

4. 業務内容

受注者は、自らの事業場において以下の業務を実施するものとする。

ただし、受注者が中間支援を行う場合は、以下の業務を実施する体験受入事業者の調整、支援及び本仕様書の内容の周知を行うものとする。

- ・ **プログラムの企画・運営：** 児童生徒が主体的・体験的に学べる内容(収穫、餌やり、加工体験等)の構築
(通常の業務内容を参考とした、児童生徒向けの安全で教育的な体験企画とすること。)
- ・ **保護者との連絡調整：** 本事業に係る保護者との連絡調整
- ・ **児童生徒の受け入れ：** 2 時間半～3 時間程度の職業体験活動の受入
- ・ **専門知識の解説：** 産業の仕組みや工夫、苦勞、喜びについての講話
- ・ **安全確保：** 現場の危険箇所の把握と対策、適切な指導員の配置
- ・ **準備：** 体験に必要な資材、消耗品等の用意

5. 職種別体験内容(例)

業種	体験内容のイメージ
農業	季節の野菜・果樹等の収穫、苗植え、選別・箱詰め作業、養蚕、土づくり等
水産業	養殖魚への餌やり、網の修繕、簡単な加工(干物作り等)
畜産業	牛や豚の給餌、牛舎の清掃、搾乳等

6. 委託料

委託料は次のとおりとする。(中間支援を行う場合においても、発注者は受注者に対して本項に定める委託料を支払うものとし、体験受入事業者への謝金、経費等の支払いが必要な場合は、受注者の責任において行うものとする。)

児童生徒受入人数 1人目 25,000 円(税込)

 2人目以降 12,000 円(税込)

(準備物、体験記念品、安全対策費等を含む。参加者から費用徴収しないこと。)

7. 体験人数が変更となった場合の対応

受注者は、受付後に参加人数が増加した場合は、発注者に連絡し、承認を得ること。
ただし、事業当日の急な変更等の事情がある場合は、事後連絡として差し支えない。

8. 体験回数の制限

同一児童生徒に対し、同じメニューを2度体験させることはできない。

9. 体験記念品

体験児童生徒1名につき5,000円程度の体験記念品(体験事業者生産品)を用意し、体験終了後に贈呈すること。

- ・体験事業者生産品がない場合は、他の市産品を用意して贈呈しても差し支えない。
- ・後日送付とする場合の記念品は送料込みで5,000円程度とする。

10. 安全管理

受注者は、体験活動中の児童生徒の安全確保に十分配慮し、業務を実施すること。

受入体制: 受入は1回の体験につき基本的に10名以内とし、6名以上の場合は、必ず補助スタッフを1名以上配置すること。申込重複等でやむを得ず10名を超える場合は、発注者に事前に連絡し、許可を得ること。

装 備: 必要に応じて、軍手、長靴、ライフジャケット等の着用を徹底させること。

衛生管理: 飲食又は食品加工を伴う場合は、アレルギー情報の事前確認を行うとともに、食品衛生その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分配慮すること。

熱中症対策: スポーツドリンク等は事業者が準備し、熱中症対策を講じること。

11. 事故対応

- (1) 事故・怪我等が発生した場合、受注者は直ちに体験活動を中断し、応急処置、緊急通報等適切な対応を行うこと。
- (2) 速やかに参加児童生徒の代表保護者及び発注者に対し、事故の概要、負傷又は体調不良の内容、応急対応の状況を報告すること。

12. 個人情報の取扱い

体験中の写真撮影及び広報利用等については、あらかじめ保護者の同意を得た範囲内で行うこととし、利用目的、利用媒体、保管方法その他個人情報の取扱いについて関係法令を遵守すること。

13. 留意事項

- (1) 天候不良による事業中止は受注者の判断とするが、体験を行う場所に警報が発令されている場合、その他参加者の安全確保が困難と認められる場合は、室内での体験も含めて事業を実施しないこと。また、天候不良等により急に事業を中止する場合は、受注者は速やかに保護者代表へ連絡すること。
- (2) 天候不良により事業実施前に中止とした場合の委託料は支払わない。ただし、体験中にやむを得ず事業を中止した場合の委託料は全額支払うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たり、受注者及び体験受入事業者は、法令、本仕様書及び契約書の定めに従い、自己の責めに帰すべき事由により生じた損害について責任を負うものとする。
- (4) 児童生徒の体調不良等による急なキャンセルがあった場合も委託料を支払うことはできない。
- (5) 発注者は、予算の範囲内で事業を実施するため、必要に応じて受入人数の調整、受入の制限又は実施の中止を求めることができるものとする。
- (6) 本事業は、児童生徒の地域産業への理解促進及びキャリア教育を目的とした体験活動であり、雇用契約の成立、就労のあっせん、職業紹介又は労働者派遣を目的とするものではない。また、児童生徒に対し、労務の提供を求めるものではなく、体験内容は安全管理の下で教育的配慮をもって実施するものとする。

14. 提出書類

業務終了後、下記書類を発注者に提出すること。

- ① 事業実施報告書兼請求書
- ② 実績写真(体験者とスタッフ全員が分かる写真・記念品写真)